

【大豊町】

1 人 1 台端末の利活用に係る計画

1 1 人 1 台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が示されており、本町においても、端末等を活用した基本的な学習の定着、「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から学習の充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す。

2 GIGA 第 1 期の総括

児童生徒に 1 人 1 台端末をはじめとして学校内での ICT 環境の整備を推進してきたところである。また、毎日の持ち帰り学習を含めた端末の日常的な使用や、デジタルドリルやクラウドツールの積極的な活用など ICT 教育を推進してきた。

一方、ICT 活用の取り組みについて児童生徒や教員の個々の知識・技術が取り組み状況に影響を与えている面も少なくない。

第 2 期に向けて目指す学びの実現を図るため、児童生徒の ICT 教育や先生の ICT の活用について成長段階に合わせた ICT のロードマップ等を示すことで児童生徒・先生の ICT 活用を充実させる環境を構築していくことで学びの質の向上に努める。

3 1 人 1 台端末の利活用方策

(1) 1 人 1 台端末の積極的な活用

教員からの指示で端末を使うこともあるが、文房具の一つとしてとらえ、児童生徒の判断で端末を利用していく。ICT 支援員と連携して、教職員対象の研修等を実施し、知識・技術の向上を図っていく。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

児童生徒が自らの考えで、目的や場面に応じて ICT を使いわけて効果的に活用し、課題を発見・解決する力を育成するとともに、児童生徒一人ひとりの特性や理解度・進度に合わせた AI ドリルやクラウドツールを活用することで、児童生徒一人ひとりに沿った学びの環境を確保していく。

(3) 学びの保証

不登校の児童生徒、外国人児童生徒、障害のある児童生徒や病気療養等、特別な支援が必要な児童生徒、希望する児童生徒への教育相談等に対し、1人1台端末を活用することで学びの幅を広げ、学習機会を確保していく。

また、授業のオンライン配信、オンライン学習やデジタル教材の活用などを推進し、学びの効果を高められるよう、より充実した学びの保証を確保していく。